



就学援助費制度のご案内

川本町教育委員会では、子どもたちが安心して学校に通えるよう、学校でかかる費用の全部または一部を援助しています。この就学援助を受けるためには、教育委員会の認定を受ける必要があります。申請を希望される方は、以下の説明をご覧ください、必要書類を学校へ提出してください。

■申請書は学校または教育委員会でも受け取ることができます。

(お問い合わせ：教育委員会 教育課 学校教育係 ☎：0855-72-0704)

随時受付

※申請のあった月から
認定となります

援助を受けることができる方

次の1～4のいずれかに該当する世帯

- 生活保護を受けている
- 次のいずれかの措置を受けている
 - 生活保護法に基づく保護の停止または廃止
 - 市町村民税の非課税または減免
 - 固定資産税の減免
 - 国民年金掛金の減免
 - 国民健康保険料の減免または徴収の猶予
 - 児童扶養手当の受給
- 保護者が失業対策事業適合者手帳を有する日雇労働者または職業安定所登録日雇労働者
- 上記1～3以外で下記の事情がある場合
 - 経済的な理由で援助が必要と認められる
 - 家計の急変（家族の休職・離職・離婚・病気など）で経済的に困窮している など

※4の場合の認定基準は、年間の世帯全員の総所得額がおおむね下表の金額以下の場合です。ただし、あくまで目安であり、総所得額が表の金額以下であっても認定されない場合がありますので、ご了承ください。

世帯人数	世帯の総所得額	
	子供＝小学生	子供＝中学生
2人 (うち、子供1人)	1,622,000円	1,762,000円
3人 (うち、子供1人)	2,169,000円	2,309,000円
4人 (うち、子供2人)	2,723,000円	3,033,000円
4人 (うち、小学生1人、中学生1人)	2,863,000円	
5人 (うち、小学生2人、中学生1人)	3,396,000円	

提出書類

■就学援助費受給申請書

■添付書類（コピー可）

※添付書類は以下の表をご覧ください、
該当する方のみご提出ください。

援助要件	添付書類
生活保護	なし
生活保護法による 保護の停止または廃止	生活保護の廃止または停止の証明書
市町村民税の減免	なし
固定資産税の減免	なし
国民年金保険料の免除	国民年金保険料免除理由該当通知書 または申請承認通知書
国民健康保険料の減免 または徴収猶予	なし
児童扶養手当の受給	なし
日雇労働者または 職業安定所登録日雇労働者	失業対策事業適格者手帳
家計の急変	世帯全員分の直近の収入等がわかる書類

提出先

児童・生徒が在籍する学校

※小・中学校の両方にお子様がおられる場合は、
申請書類を小学校へ1枚提出してください。

認定と支給

教育委員会で各世帯のご家族の状況や経済状況を総合的に判断し、認定します。

※令和5年1学期の認定を受けている方も、最新の所得情報をもとに再度審査します。

■支給方法：各学期末（12月、3月）に保護者の指定した口座に支給します。

申請後のお願い 申請後に世帯員の増減があった場合：結婚や離婚、世帯人員の転入・転出など、新たな世帯構成で再審査が必要ですので、速やかに学校へお知らせください。（裏面あり）

援助の内容

(参考：令和5年度支給額)

援助項目	年間援助額 ※金額が変わる場合があります			
	小学校		中学校	
学用品費	定額	11,630 円	定額	22,730 円
新入学用品費	定額	54,060 円	定額	63,000 円
通学用品費(新入学生除く)	定額	2,270 円	定額	2,270 円
スポーツ振興センター掛金	実費	460 円	実費	460 円
給食費	実費	現物支給	実費	現物支給
校外活動費(宿泊なし)	実費	上限 1,600 円	実費	上限 2,310 円
校外活動費(宿泊あり)	実費	上限 3,690 円	実費	上限 6,210 円
修学旅行費	実費	上限 22,690 円	実費	上限 60,910 円
卒業アルバム代	実費	上限 11,000 円	実費	上限 8,800 円
クラブ活動費	実費	上限 2,760 円	実費	上限 30,150 円
生徒会費	実費	上限 4,650 円	実費	上限 5,550 円
PTA会費	実費	上限 3,450 円	実費	上限 4,260 円
体育実技用具費	実費 (スキー)	上限 26,500 円	実費 (スキー)	上限 38,030 円
			実費 (柔道)	上限 7,650 円
			実費 (剣道)	上限 52,900 円
医療費	実費	上限なし	実費	上限なし
オンライン学習通信費	実費	上限 14,000 円	実費	上限 14,000 円
オンライン学習環境整備費	実費	上限なし	実費	上限なし

(※1) 給食費は、保護者から徴収を行いません。

(※2) 医療費は、学校病【トラコーマおよび結膜炎(アレルギー性を除く)、白癬、疥癬、濃痂疹(とびひ)、中耳炎・慢性副鼻腔炎およびアデノイド、齲歯(虫歯)、寄生虫病(虫卵保有を含む)】に係るもので、学校の健康診断での治療の指示が必要です。

クラブ活動費の対象となる消耗品(中学校のみ)

野球部	グローブ、スパイク、ベースボールTシャツ、ストッキング、アンダーストッキング、練習ズボン、バッグ、帽子、アンダーシャツ
バレ-部	シューズ、肘用サポーター、膝用サポーター、靴下、ゲームパンツ、半袖Tシャツ、トレーナー
陸上部	ランニングシューズ、スパイク、練習着、ウインドブレーカー
吹奏楽部	ローファー、トレーナー、ウインドブレーカー

★消耗品を購入した際の「領収書」が必要となりますので、全て保管しておいてください。

詳細は、認定された場合に別途お知らせします。